

2021年9月3日

障害者雇用分科会におけるヒアリングにかかる意見書

(一財) 全日本ろうあ連盟

我が国における障害者の雇用をめぐる政策において、従前よりきこえない者の雇用の促進と安定をめぐっては他の障害者に比して特に目立った取り組みは見られず、置き去りにされてきた。特に近年、知的・精神障害者の雇用施策は積極的な取り組みにより目覚ましい進展が見られている一方で、きこえない者の雇用の促進・安定は依然として停滞状態にあることから、行政・民間によるその雇用の促進・安定に向けた一層の取り組みが求められるところである。

この点、きこえない者の雇用の促進・安定をめぐっては、多くの課題がある。ここでは①就労上の各種施策サービスへのアクセスの保障と②就労の質的向上としてのキャリアアップ支援の2点に絞り述べていく。

1. 就労上の各種施策サービスへのアクセスの保障

①就労支援機関におけるコミュニケーション上の障壁によるアクセスの制約解消

地域における主要な雇用安定機関となっている職業安定所や全国的に設置が進みつつある障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関において、きこえない者の障害特性に対する理解や手話言語等のコミュニケーションスキルをもったスタッフがいないため、きこえない者がこれらの機関における就労支援サービスを利用し難いことが、以前から課題となっている。公共職業安定所における手話相談日・時間の更なる拡充および障害者就業・生活支援センター等の地域の就労支援機関における手話言語による支援サービス提供体制の整備を確実に促進する施策を実施していただきたい。

②手話言語のできるジョブコーチの養成

現在、手話言語のできるジョブコーチが非常に少なく、きこえない者に対する職場定着支援が十分にできていない。きこえない者の職場定着を確実なものとしていくために、コミュニケーションや意思疎通に不安を感じることなく、職場定着支援が受けられるよう、ジョブコーチの条件に「手話言語ができる」ことを明記し、ジョブコーチ養成のカリキュラムに「手話言語」・「きこえない者の就労上の特性」などきこえない者の理解を促進する科目を盛り込んでいただきたい。

③大阪府独自の制度による「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」を全国の制度に

大阪府の独自事業として実施されている「聴覚障がい者等ワークライフ支援事業」は、就職前後のきこえない者等（重複聴覚障害者を含む）に対して、個々のニーズに応じた雇用・労働相談・支援を行い、きこえない者の職場定着に成果を上げている。現行の就労支援制度上の支援体系から漏れているきこえない者に特化した施策として、こうした独自事業を国の制度として全国的に実施していただきたい。

2. 就労の質的向上としてのキャリアアップ支援

きこえない者のキャリアアップ支援のためには職場におけるコミュニケーション上の支援等が重要とされており、障害者雇用促進法改正により合理的配慮の考え方が導入され、その推進が望まれている今日においては、そのような支援の提供の必要性が高まっている。こうしたニーズに応えるためには、その実施に要する企業側の経済的負担に対する支援等が重要である。

①手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金の更なる拡充

貴省の所管である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者介助等助成金による「手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金」の一層の拡充および事業所や職業安定所に利用の周知徹底を図っていただきたい。特に改善が望まれる事項としては下記の点が挙げられる。

- (1) 1回あたりの助成額上限（4分の3もしくは6,000円）の撤廃もしくは上限緩和
- (2) 年間の助成額上限（28万8千円）の撤廃
- (3) 利用可能期間（初回利用後10年間）の撤廃
- (4) 申請手続きの合理化・簡素化

②個人事業主・被用者である障害者の業務遂行上の必要な支援に対する経済的あるいは人的な支援制度（障害者業務遂行支援制度）の新設

現行の制度では障害者が就労上必要なサポートを確実に利用できるシステムが見当たらない。障害者総合支援法に基づく自治体による福祉サービスとしての各種事業は提供主体である自治体の判断により利用範囲が制限されており、障害者のニーズにそぐわない結果となることが多いこと。また、障害者雇用納付金制度は利用主体が企業であり、障害者はその客体であって利用するかどうかは企業の判断次第となること等の課題があり、必ずしも障害者の就労促進に繋がっていないという実態がある。

就労の場における合理的配慮を促進するという観点から、障害者の意思で業務遂行上のニーズに応じて必要な支援を利用できる制度の創設をすべきである。

3. その他

・貴省の労働政策審議会（障害者雇用分科会）の委員にきこえない者を加えること

労働政策審議会障害者雇用分科会には身体障害のうち視覚障害、肢体不自由の委員がいるものの、きこえない委員がおらず、その意見や状況が障害者の労働施策に反映されにくい状況となっている。貴省の社会保障審議会（障害者部会）ではきこえない委員がいることから、同様の対応をお願いしたい。

以上